



# 島根県報

平成17年 2月18日 (金)

第 1,651 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則 (会 計 課) 2

### 告 示

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報の一部改正 (総 務 課) 2

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (健康福祉総務課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 ( " ) 3

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出 ( " ) 3

生活保護法の規定による介護機関の指定 ( " ) 4

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害者福祉課) 4

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 4

県営土地改良事業計画の変更 ( " ) 5

換地処分 ( " ) 5

県営土地改良事業の工事の完了 ( " ) 5

森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( 2 件 ) (森 林 整 備 課) 6

平成16年度地籍調査事業の決定の一部変更 (用 地 対 策 課) 7

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 9

道路の供用開始 ( " ) 9

島根県収入証紙の売りさばきの廃止 (審 査 課) 10

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 ( 2 件 ) (環 境 生 活 総 務 課) 10

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 11

都市計画の変更案の縦覧 ( 3 件 ) ( " ) 12

環境影響評価準備書の縦覧 ( " ) 13

### 教委公告

平成17年度島根県立高等学校特別体育専任教員採用候補者選考試験の実施 (高 校 教 育 課) 14

## 公布された条例等のあらまし

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則 (規則第 7 号)

### 1 規則の概要

複写機の借入れに関する事務について定めることとした。(第 1 条、第 2 条、第14条、第15条、第16条、第17条関係)

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第7号

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則

島根県用品等取扱規則(平成13年島根県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び車両」を「、車両及び複写機」に改める。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 複写機 県において使用する複写機で、会計課長が借入単価及び借入先を決定するものをいう。

第14条中「及び車両」を「、車両及び複写機」に改め、同条を第17条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 複写機

(複写機の借入単価及び借入先の決定等に係る行為)

第14条 知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則第7号の規定により教育委員会教育長に委任された権限のうち、複写機の借入単価及び借入先の決定及び変更に係る行為については、会計課長が行った当該行為は、教育委員会教育長が行ったものとみなす。

(複写機の借入単価及び借入先の決定等の通知)

第15条 会計課長は、複写機について借入単価及び借入先の決定又は変更をしたときは、速やかに本庁等(警察本部を除く。)の長に通知しなければならない。

(複写機の借入れ)

第16条 複写機の借入れ方法については、会計課長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第192号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報(平成14年島根県告示第798号)の一部を次のように改正し、平成17年2月18日から施行する。

平成17年2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

表中島根県非常勤嘱託員採用試験採用区分の項の次に次のように加える。

島根県臨時的任用職員採用試験 採用区分	〃	〃	〃
島根県臨時的任用職員採用試験 採用区分	〃	〃	〃

島根県告示第193号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238番地	平成17年 2月 1日
歯科領家医院	益田市駅前町22 - 15	平成16年 9月 1日
医療法人しまだ眼科	益田市三宅町 2 - 7	平成16年 5月 1日
大社町日御碕診療所	簸川郡大社町大字宇龍338番地 3	平成17年 1月 1日
大社町鷺浦診療所	簸川郡大社町大字鷺浦104	平成17年 1月 1日

島根県告示第194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
歯科領家医院	益田市駅前町15 - 7	平成16年 8月27日
しまだ眼科	益田市三宅町 2 - 7	平成16年 4月30日
日御碕診療所	簸川郡大社町宇龍388番地 3	平成16年12月31日
鷺浦診療所	簸川郡大社町鷺浦103 - 1	平成16年12月31日
産婦人科神崎医院	益田市元町16 - 4	平成16年10月31日
平田医院	邑智郡川本町田窪214	平成16年 6月30日
飯浦診療所	益田市飯浦町イ871番地	平成15年 9月 1日
岡崎医院	益田市戸田町イ582の 1	平成15年 9月 1日
有限会社 甲佐薬局	益田市須子町14 - 17	平成12年 4月 4日
一休薬局	出雲市天神町853 - 23	平成16年 8月23日
渡部薬局	安来市大塚町354 - 1	平成14年 3月31日

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 太陽とみどりの里	安来市広瀬町下山佐330番 3	太陽とみどりの里訪問看護ステーション	安来市広瀬町下山佐330番 3	平成16年 3月31日

島根県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
			変更前	変更後	
医療法人 徳祐会	邑智郡瑞穂町大字山田33番地6	医療法人 徳祐会 老人訪問看護ステーションさくら会	邑智郡瑞穂町大字高見821-1	邑智郡瑞穂町大字山田33番地6	平成12年4月1日
特定非営利活動法人訪問看護ステーション愛	平田市国富町1015番地	特定非営利活動法人訪問看護ステーション愛	平田市国富町1209番地	平田市国富町1015番地	平成16年11月27日

島根県告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年2月18日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 介護の相談 森山	出雲市古志町906番地	居宅介護支援事業	有限会社 介護の相談 森山	出雲市古志町906番地	平成16年12月1日

島根県告示第197号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成17年2月18日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
山上 剛	整形外科	西部島根心身障害医療福祉センター	江津市渡津町1926	平成17年2月3日
江田伊勢松	小児科	西部島根心身障害医療福祉センター	江津市渡津町1926	平成17年2月3日

島根県告示第198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

## 鹿足郡日原町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

山田 幸伸 鹿足郡日原町大字須川89番地

## 2 就任年月日

平成16年 4月 1日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

村上 彰 鹿足郡日原町大字須川105番地 4

## 島根県告示第199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、神西地区を受益地域とする用排水施設事業（県営ため池等整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 縦覧に供する書類の名称

神西地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）

変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

告示の日から21日間

## 3 縦覧の場所

出雲市役所

## 島根県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、3条資格者施行申請人代表から芦原奥地区における換地処分を平成17年 2月 1日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県告示第201号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
やまゆりの郷地区(第1工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成12年9月29日
やまゆりの郷地区(第2工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成12年9月29日
やまゆりの郷地区(第3工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成12年3月13日
やまゆりの郷地区(第4工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成11年3月3日
やまゆりの郷地区(第5工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成15年2月24日
やまゆりの郷地区(第6工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成15年2月24日
やまゆりの郷地区(第7工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成11年3月8日
やまゆりの郷地区(第8工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成13年2月19日
やまゆりの郷地区(第9工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成13年3月12日
やまゆりの郷地区(第10工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成13年2月19日
やまゆりの郷地区(第11工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成13年2月19日
やまゆりの郷地区(第12工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成12年9月29日
やまゆりの郷地区(第13工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成12年9月29日
やまゆりの郷地区(第14工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成12年3月8日
やまゆりの郷地区(第15工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成15年2月24日
やまゆりの郷地区 用排水施設事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成14年3月15日
やまゆりの郷地区 農道事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成16年2月23日
やまゆりの郷地区 暗渠排水事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成10年3月11日

島根県告示第202号

平成17年島根県告示第98号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所				不分明である通知の相手方	
市	町		地番	保安林の所有者	住 所
益田	美都	都茂	93	寺井良夫 寺井和夫	大阪府八尾市山本町南2-1-15 広島市西区南観音7丁目2-26-402号
			93 5047-1 5048-1 5049-3	寺井靖夫	山口県防府市大字田島1422-60
			2687 4959-2 5082 5083	廣兼久三	益田市美都町都茂1181

			5125		
			5126 - 1		
			5127		
			5128		
			5136 - 2		
			3058 - 1	澄川米市	益田市美都町都茂3024
			3063		
			5188 - 1		
			5189		
			5049 - 4	坂根國喜	益田市美都町仙道803 - 2
			5089	山根 茂	千葉県船橋市芝山 7 - 23 - 9
			5091		
			5092		
			5090	広兼 誠	名古屋市昭和区川名町 2 - 2
			5113 - 1	広田和道	広島市佐伯区五日市町千同936 - 4
			5113 - 2		
			5129	広兼久重	益田市美都町都茂1311
			5173	寺尾達雄	益田市水分町13 - 43
			5174	久玉直祐	益田市美都町都茂1799

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

島根県告示第203号

平成17年島根県告示第100号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
市	町		地番	保安林の所有者	住 所
益田	美都	都茂	4871 - 1	廣兼久三	益田市美都町都茂1181
			4871 - 2		

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

島根県告示第204号

平成16年度地籍調査事業の決定（平成16年島根県告示第512号）の一部を次のように改正し、平成17年 2月18日から施行する。

平成17年2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

表松江市の項を次のように改める。

松江市	長海 東忌部 西尾 長海 東忌部 西尾 西尾 東津田 西尾	交付決定の日から平成17年3月30日まで
-----	---	----------------------

表出雲市の項を次のように改める。

出雲市	上塩冶 上津 上津	交付決定の日から平成17年3月21日まで
-----	-----------------	----------------------

表島根町の項を次のように改める。

島根町	築島	交付決定の日から平成17年3月30日まで
-----	----	----------------------

表美保関町の項を次のように改める。

美保関町	美保関( )	交付決定の日から平成17年3月30日まで
------	--------	----------------------

表仁多町の項を次のように改める。

仁多町	三沢 2 三成 4 阿井 1 亀嵩 1	交付決定の日から平成17年3月30日まで
-----	------------------------------	----------------------

表横田町の項を次のように改める。

横田町	野呂 2 大呂 1 野呂 3 大呂 2	交付決定の日から平成17年3月30日まで
-----	------------------------------	----------------------

表佐田町の項を次のように改める。

佐田町	大呂 4 区 大呂 5 区 橋波 1 区 大呂 6 区 大呂 7 区	交付決定の日から平成17年3月21日まで
-----	--	----------------------

	橋波 2 区	
	橋波 3 区	

表大社町の項を次のように改める。

大社町	日御碕 ( B ) 日御碕 ( C )	交付決定の日から平成17年 3月21日まで
-----	------------------------	-----------------------

島根県告示第205号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地 方機関の名 称	備 考	
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	314号	雲南市木次町西日登13 4番 1 地先から同地先 まで	前	メートル 8.50 ~ 10.00	メートル 22.00	木次土木建 築事務所	交通安全工事 拡幅
			後	10.00	22.00		
県 道	三刀屋佐田 線	簸川郡佐田町字木地屋 敷145番地先から同字1 44番 8 地先まで	前	3.00 ~ 10.00	30.00	出雲土木建 築事務所	一般国道184号 の付け替えに伴 う区域の延伸
			後	3.00 ~ 30.00	230.00		
"	柿木山口線	鹿足郡柿木村大字椏谷 字家廻355番 1 地先か ら同大字字向屋敷359 番甲地先まで	前	A 4.00 ~ 7.00	129.00	益田土木建 築事務所津 和野土木事 業所	不用物件発生 左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 返還、橋梁撤去
B 9.00 ~ 20.00	120.00						
後 B 9.00 ~ 20.00	120.00						

島根県告示第206号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	314号	雲南市木次町西日登134番1地先から同地先まで	メートル 22.00	平成17年 2月18日	木次土木建築事務所	
"	431号	出雲市大島町字横浜315番1地先から同市東園町字寺前493番1地先まで	1060.00	平成17年 3月5日	出雲土木建築事務所	
県道	田儀山中大田線	簸川郡多伎町神原92番3地先から大田市富山町神原字本谷163番4地先まで	60.00	平成17年 2月18日		
"	吉田瑞穂線	邑智郡邑南町下田所79番3地先から同12番1地先まで	374.00	平成17年 2月25日	川本土木建築事務所	

## 島根県告示第207号

次の者の島根県収入証紙売りさばき人の指定を取り消したので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成17年2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

取消年月日	指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名
平成17年2月3日	832	邇摩郡温泉津町口203番地2号	邇摩郡温泉津町口203番地2号 室田 一子

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

- 申請のあった年月日  
平成17年2月7日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 グルッポ
- 代表者の氏名  
田中義昭
- 主たる事務所の所在地  
松江市学園二丁目23番12号
- 定款に記載された目的  
この法人は、山陰地方が抱える地域課題に関する調査・研究事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。
- 定款に供する書類  
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 申請のあった年月日

平成17年 2月 9 日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひかわ元気塾

## 3 代表者の氏名

黒田 充

## 4 主たる事務所の所在地

簸川郡斐川町大字莊原町2296番地10

## 5 定款に記載された目的

この法人は、広く斐川町の町民に対して、町民参画と協働の理念の下、子育てに関する講演会の開催をはじめ、ゴミ減量化推進、文化施設等公共施設の管理運営等の事業を行い、町内の活性化を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 開発区域

江津市有福温泉町954番 1 外 9 筆

面積 8,046.74平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

江津市有福温泉町938

有限会社 むしや

代表取締役 桧垣和彦

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成17年2月18日

島根県知事 澄田信義

1 都市計画の種類

出雲都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

出雲市知井宮町、東神西町、西神西町、神西沖町、下古志町、湖陵町大字畑村、常楽寺、三部、二部、多伎町大字小田、口田儀、久村、多岐

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、出雲市役所、湖陵町役場及び多伎町役場（平成17年3月22日においては、湖陵町役場は出雲市役所湖陵支所、多伎町役場は出雲市役所多伎支所とする。）

4 縦覧期間

平成17年2月18日から同年3月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

5 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成17年2月18日から同年4月5日まで

提出場所 縦覧場所と同じ

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成17年2月18日

島根県知事 澄田信義

1 都市計画の種類

大田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

大田市朝山町、波根町、久手町、長久町、鳥井町、静間町、五十猛町、大屋町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び大田市役所

4 縦覧期間

平成17年2月18日から同年3月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

## 5 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成17年 2月18日から同年 4月 5日まで

提出場所 縦覧場所と同じ

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 都市計画の種類

仁摩都市計画道路

## 2 都市計画を変更する土地の区域

仁摩町大字大国町、宅野町、仁万町

## 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び仁摩町役場

## 4 縦覧期間

平成17年 2月18日から同年 3月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

## 5 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成17年 2月18日から同年 4月 5日まで

提出場所 縦覧場所と同じ

環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）第40条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第14条第 1 項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第40条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第16条の規定により次のとおり公告し、当該準備書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、島根県に意見書を提出することができる。

平成17年 2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 都市計画決定権者の名称

島根県

## 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 出雲仁摩線

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約37.4キロメートル

## 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県出雲市知井宮町

終点 島根県邇摩郡仁摩町大字大国町

通過市町 出雲市、湖陵町、多伎町、大田市、仁摩町

## 4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

出雲市、湖陵町、多伎町、大田市、仁摩町

## 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課、出雲市役所、湖陵町役場、多伎町役場、大田市役所及び仁摩町役場（平成17年3月22日においては、湖陵町役場は出雲市役所湖陵支所、多伎町役場は出雲市役所多伎支所とする。）

縦覧期間 平成17年2月18日から同年3月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

## 6 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成17年2月18日から同年4月5日まで

提出場所 縦覧場所と同じ

## 教育委員会公告

### 島根県教育委員会公告

平成17年度島根県立高等学校特別体育専任教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成17年2月18日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

## 1 目的

この選考試験は、平成17年度に島根県立高等学校特別体育専任教員として採用する候補者を選考するために行う。

## 2 募集内容

- (1) 募集種別 高等学校教諭
- (2) 募集教科（種目） 保健体育（ホッケー）
- (3) 募集人員 1名

## 3 出願資格

次の各号にすべてに該当する者が出願できる。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (2) 昭和45年4月2日以降の出生者（現に中・高・特殊教育諸学校の正式採用の保健体育科教諭として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和35年4月2日以降の出生者）
- (3) 高等学校教諭の普通免許状（保健体育）所有者（平成17年3月31日までに取得見込みの者も含む。）  
（備考）日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用する。この場合、上記2．募集内容(1)募集種別の「高等学校教諭」を「任用の期限を付さない高等学校常勤講師」と読み替える。

## 4 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は、島根県教育庁高校教育課で交付する。

ア 願書（別紙様式1）、健康診断書（別紙様式2）

イ 所有教員免許状の授与証明書（平成17年3月卒業予定者はその在学先の発行する免許状取得見込証明書）

ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書（大学院及び専攻科等の修了者又は修了予定者については、修了証明書又は修了予定証明書を併せ提出すること。）

エ 連絡用封筒2通（角形2号の封筒に330円分の切手を貼付して、郵便番号、住所、氏名（「様」をつける。）を明記すること。）

- (2) 書類等の受付

平成17年2月14日（月）から3月2日（水）まで（必着）

郵送の場合は書留とし、3月1日（火）消印有効とする。持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前

9時から午後5時とする。郵送、持参いずれの場合も、封筒の表に「特別体育専任教員採用候補者選考試験願書在中」と朱書すること。

(3) 書類等の提出先

〒690 - 8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高等教育課

5 選考試験

(1) 期日 平成17年3月9日(水)

(2) 試験内容等

ア 教育公務員として必要な一般教養や教職教養

イ 小論文

ウ 適性検査

エ 面接

オ 模擬授業

カ 高等学校保健体育科教諭として必要な専門的知識や教養(ホッケーの内容を含む。)

キ 保健体育実技(ホッケーの内容を含む。)

(3) 会場

ア 仁多町サイクリングターミナル

イ 仁多町三成公園ホッケー場 他(島根県仁多郡仁多町三成)

試験時間、会場、受付時間・場所、服装、所持品等は、受験票送付の際に通知する。

6 採用候補者名簿登載等

(1) 名簿登載の結果については、平成17年3月18日(金)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知する。

あわせて高校教育課ホームページ(<http://www.pref.shimane.jp/section/koukou/>)に掲載する。

(2) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成18年4月1日までとする。

(3) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取消す。

(4) 名簿に登載されなかった者のうち、選考結果の情報提供を希望者について行う。希望する場合には、願書の該当欄に印を記入すること。提供する情報は総合評価による区分とする。

7 勤務校

(1) 採用する場合の勤務校は、次のとおりとする。

島根県立横田高等学校(仁多郡横田町稲原2178-1)

(2) 赴任予定日

平成17年4月1日

8 その他

(1) 問合せ先

この試験に関する問い合わせは下記にすること。

〒690 - 8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高校教育課企画人事グループ

(TEL 0852 - 22 - 5411 FAX 0852 - 22 - 5762)

(2) 提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに官製はがきで届け出ること。

(3) 特別体育専任教員としての勤務内容、勤務条件等については、県教育委員会が別に定める「県立高等学校特別体育専任教員取扱要綱」によるものとする。

